



平成 26 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名	スター精密株式会社
代 表 者 名	取締役社長 佐藤 肇
コード番号	7718 東証第 1 部
問い合わせ先	取締役執行役員管理本部長 佐藤 衛
	TEL. 054-263-1111

## 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 10 日開催の取締役会において、取締役に対するストック・オプション報酬額およびその内容決定に関する議案を、平成 26 年 5 月 22 日開催予定の第 89 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社の取締役の報酬等の額については、平成 19 年 5 月 24 日開催の第 82 期定時株主総会において、取締役の報酬額を「年額 1 億 3 千万円以内」、取締役賞与の額を「年額 1 億円以内」としてご承認いただいております。また、ストック・オプション（新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を時価を基準として決定するいわゆる「通常型ストック・オプション」）については、その都度株主総会でご承認いただいたうえで、取締役に対する報酬として付与しております。

今般、中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、通常型ストック・オプションおよび株式報酬型ストック・オプション（新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とするもの）として 2 種類の新株予約権を、前記の報酬等の額とは別に「年額 1 億円以内」の範囲で割当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、割当てた新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割当てた新株予約権の数を乗じて得た額となります。

なお、平成 26 年 5 月 22 日開催予定の第 89 期定時株主総会において、別途付議される取締役選任議案が承認可決された場合、取締役は 6 名（うち社外取締役 1 名）となります。

また、本議案をご承認いただいた後は、本議案の範囲内で、当社取締役会の決議により新株予約権を発行することとなります。

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプションおよび通常型ストック・オプションとして新株予約権を割当てた理由ならびにその新株予約権の具体的内容は、それぞれ次のとおりであり、その細目およびその他の内容については当社取締役会において定めるものといたします。

## I. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権

### 1. 取締役の報酬として新株予約権を発行する理由

取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、長期的な業績向上と企業価値向上への意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、新株予約権を発行するものであります。

### 2. 新株予約権の具体的内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 120,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合等、株式数の調整を必要とするときは、当社は合理的な範囲で株式数を調整することができるものとする。

#### (2) 新株予約権の総数

1,200 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）。

#### (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として、当社取締役会で定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとする。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から 30 年以内の範囲で当社取締役会において定める期間とする。

#### (6) 新株予約権の発行の条件

各事業年度の前事業年度において連結当期純損失を計上した場合には、当該各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年間は、新株予約権を発行しないものとする。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日（10 日目が当社の休業日に当たる場合には翌営業日）までに限り、新株予約権を一括して行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

#### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## II. 通常型ストック・オプションとしての新株予約権

### 1. 取締役の報酬として新株予約権を発行する理由

当社の中期的な業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、新株予約権を発行するものであります。

## 2. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 140,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、割当日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合等、株式数の調整を必要とするときは、当社は合理的な範囲で株式数を調整することができるものとする。

### (2) 新株予約権の総数

1,400 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）。

### (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各月（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 株未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後に株式分割または株式併合等を行う場合等、行使価額の変更を必要とするときは、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の日後 2 年を経過した日から当該決議の日後 10 年の範囲内で当社取締役会において定める期間とする。

### (6) 新株予約権の発行の条件

各事業年度の前事業年度において連結当期純損失を計上した場合には、当該各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年間は、新株予約権を発行しないものとする。

### (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社取締役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、任期満了による退任または会社都合により取締役の地位を失った場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 新株予約権の質入れ、その他一切の処分はこれを認めない。

### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(注) 上記内容については、平成 26 年 5 月 22 日開催予定の第 89 期定時株主総会において「取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上